

令和 年家第 号 成年後見 保佐 補助  
申立人  
本人

## 手続費用負担の上申書

令和 年 月 日

大津家庭裁判所 御中

申立人

㊞

頭書の事件に係る手続費用について、本人には同費用を負担できる十分な資力が  
ありますので、家事事件手続法28条2項により、本人に同費用の負担を命じるよ  
う上申します。